

デイサービスセンター王寿園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人王寿會が開設するデイサービスセンター王寿園（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、及び介護予防通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、指定通所介護、及び介護予防通所サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を行うことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 サービスの基本方針として、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう必要な心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 サービスの効果的な支援の方法として、利用者の日常全般の状況及び希望を踏まえて個々のサービスの目標、具体的な内容、実施期間を定めた個別計画書を作成するとともに、そのサービスの期間が終了するまでに個別計画の実施状況を把握（モニタリング）し、結果を指定介護予防支援事業者に報告することとする。
 - 4 サービスの提供にあたっては、利用者とのコミュニケーションを充分図り、利用者が主体的に事業に参加するように働きかけ、その有する能力を最大限活用することができるよう効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めるものとする。また、主治医、歯科医師とも連携を図りつつ、利用者の心身の状況その置かれている環境等、日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - 5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称など)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター王寿園
- (2) 所在地 豊橋市小松原町字浜41番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
 - ・生活相談員2名以上
 - ・看護職員1名以上
 - ・介護職員4名以上
 - ・機能訓練指導員1名以上従業者は、指定通所介護、及び介護予防通所サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 毎週月曜日～土曜日（但し、12月31日～1月3日を除く。）

(但し管理者が実施不可能と判断したときはこの限りではない。)

- (1) 営業時間 午前8時30分～午後5時40分までとする。
- (2) サービス提供時間 午前9時30分～午後4時40分までとする。

(利用定員)

第6条 事業の利用定員は次の通りとする。

1単位目 30名

(事業の内容及び利用料など)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額もしくは、東三河広域連合が定めた額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

[通所介護、介護予防通所サービス]

- ① 食事の提供
 - ② 入浴
 - ③ 日常生活動作訓練
 - ④ 健康チェック
 - ⑤ 送迎
 - ⑥ 生活指導
 - ⑦ その他利用者に対する便宜の提供
- 2 第9条の通常の実施地域を越えて行う指定通所介護、介護予防通所サービスに要した費用は、無料とする。
 - 3 利用者及び家族の希望によりサービス提供時間を超えて行った費用は、利用者及び家族の同意を得て1時間につき1,000円を徴収する。
 - 4 昼食費は、650円（おやつ代含）を徴収する。
 - 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費徴収する。
 - 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けることとする。

(緊急時などにおける対応方法)

第8条 生活相談員等は、サービスの提供を行っている時に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡するなどの措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

2 天災やその他の災害が発生した場合は、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。（緊急時などにおける対応方法）

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、豊橋市全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスの開始にあたっては、事業所及び利用者双方の信頼に基づきサービスの提供と利用を行うものとする。利用者は、利用中は介護上の職員の指示に従うものとする。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 共用の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備える為、定期的に避難・救出訓練等を行う。

(業務継続計画の策定)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第13条 事業所は、適切な指定通所介護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- (1) 職場におけるセクシャルハラスメントの防止
- (2) 職場におけるパワーハラスメントの防止

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第15条 事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように、各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は社会福祉法人王寿會と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和4年4月1日から施行する。

付則 この規定は、令和6年4月1日から施行する。